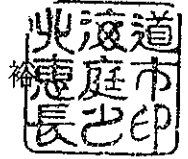


恵庭市告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、以下のものを指定納付受託者に指定したので、同第2項の規定により次のように告示する。

令和8年1月6日

恵庭市長 原田



1. 指定納付受託者の住所及び名称

- (1) 東京都港区芝浦3-1-21 msb Tamachi 田町ステーションタワーS
株式会社ファミマデジタルワン

2. 指定納付受託者の指定をした日

令和7年12月25日

3. 指定納付受託者が納入事務を行う歳入等の種類

えにわ・花子さん愛情寄附（インターネットを利用して納付されるものに限る。）

4. 指定納付受託者が歳入等を納付する期間

令和7年12月25日から令和8年3月31日まで